

3.11 メモリアルネットワーク 職務権限規程

(目的)

第1条 この規程は、3.11 メモリアルネットワーク（以下、本会という）の業務についての権限および責任を明確化することにより、業務の効率的な運営を図ることを目的とする。

(総会)

第2条 総会の審議事項は、本会規約および別表に掲げるものとする。

(役員会)

第3条 役員会の審議事項は、本会規約および別表に掲げるもののほか、会の目的である、東日本大震災の経験を根底に据え、教訓の伝承に関わる個人・団体・拠点施設が地域や世代を超えてネットワークでつながり、過去に向き合い未来へ備える意識を全国、世界と共有しながら、「災害で命が失われない社会」「被災者や被災地域の苦難を軽減し、再生に向かうことのできる社会」の実現に向けて、本会の事業を推進するための審議を行う。

- 2 個人会員、登録団体、顧問、アドバイザー、外部委員等は、役員会開始時に紹介の上、役員会に参加できるものとする。

(代表、副代表)

第4条 代表、副代表の職務権限は、本会規約および別表に掲げるもののほか、次のとおりとする。

- (1) 代表は、本会を代表する責任者として、会務を総括する。
- (2) 代表は、役員会を招集し、議長を務める。
- (3) 副代表は、代表を補佐し、代表に事故があるときまたは欠けたときは職務を代行する。

(部会長)

第5条 部会長の職務権限は、別表に掲げるもののほか、次のとおりとする。

- (1) 部会長は、本会の事業を実施するために設置された部会を統括する。
- (2) 部会長は、部会活動の変更や追加が生じた場合は、予算変更有無によらず、役員会に相談の上、当該活動の実施可否を決定する。

(プロジェクトリーダー)

第6条 プロジェクトリーダーの職務権限は、別表に掲げるもののほか、次のとおりとする。

- (1) プロジェクトリーダーは、申請から報告まで、担当プロジェクトの責任者として、活動を統括する。
- (2) プロジェクトリーダーは、会員に向けて企画・行事等の告知および報告を行う。

(事務局、事務局長)

第7条 事務局は、規約に沿って定められる。

- 2 事務局長は、代表を補佐し、役員会からの指示に従って、組織の運営および事業の実施に必要な措置をとる。

- 附則 本規程は、平成30年10月12日より施行する。
 附則2 本改訂規程は、平成30年12月9日より施行する。
 附則3 本改訂規程は、令和2年6月20日より施行する。

(別表)

3.11 メモリアルネットワーク 職務権限

決 裁 事 項	決 裁 権 者					
	総会	役員会	代表 (副代表)	部会長	プロジェ クト リーダー	事務局 (長)
規約の改定	●	○				
規程の制定、改廃	◇	●				○
監事の選任	●		○			
顧問、アドバイザーの選任	◇	●	○			
事業計画及び予算の作成	◇	●				○
事業報告及び決算報告	●	○				
契約の締結		◇	●			
事業費支出		◇	●			
新規部会の設置	◇	●		○		
新規プロジェクト設置、事業実施	◇	●			○	
外部に対する文書発簡						
重要なもの (代表が重要と考えるもの)		●				○
比較的重要なもの (主催行事案内、名義後援承認等)			●			○
事務連絡 (会議案内、会員連絡、行事告知等)						●○

●：承認 ○：案の作成 ◇：随時情報共有（報告）